



日本弁理士会 副会長
江藤 聡明

我が国は知的財産制度の先進国か

今月のことば

monthly word

1. 知的財産制度の先進性とは

我が国が技術の先進国であることは誰しも認めることであり、現在でも技術開発の成果の一面として現れる特許出願件数は世界第3位である。では、知的財産制度の運用における先進性はどうであろうか。

そもそも、各国の知的財産制度の先進性は何を以て測れるのか、特許制度の歴史的な古さ、出願件数の大小、時流に適合させるための制度改正の頻度等の外見的数据で測れるものなのか、そうであればことは簡単で、データを見れば先進性のレベルは自ずと決まる。

しかし、それらはあくまで外見的数据であり、知財制度の先進性のレベルは、これらの外見的数据では測れない所に在ると考える。すなわち、それは、知財制度の本質についての理解の度合いに求められるべきであり、換言すれば、知財制度が何のために存在するのかという本質的目的についての理解の深さに求められるべきである。

更に付言すれば、知財制度の目的を産業の発達で止めるのではなく、制度運用による国民への恩恵、特許制度で言えば、有用な発明による恩恵を可及的速やかに及ぼすために存在するという所まで考慮することである。この国民のために在るといふ知財制度の最終的、本質的な目的の認識は、本来、至極当たり前の認識であり、知財に携わる人々ならこのことを当然のこととして考えるという国であれば、それは正に知財先進国の証である。

2. 世間では疎まれる独占権

昨年開催された日米知財裁判カンファレンスにおいて、米国の1人のジャッジの方が、「相互のイノベーションを促すことが特許制度の役割」、更に、『最終的にそれぞれの“国民”を支援する』ことが大事である」(同時通訳)と述べられた。この様に特許制度の役割を述べる中で自然な流れとして「国民への支援」という言葉が出ることは知財先進性の証であると思う。

しかし、特許制度により独占的地位を得ることは、善行ではなくむしろ疎まれるべき経済的「欲」であるとする捉えの方が一般的であろう。このことが最近に至るまで何度か典型的に表れているのは、ノーベル賞授賞式でのスピーチである。すばらしい発明を成し遂げられた方の渾身のスピーチであるが故に重みがあるから問題なのだが、有名な例として、平成13年版の「工業所有権標準テキスト」(特許編、企画；特許庁、制作；発明協会)のコラムに下記のことが紹介されている。

「ペニシリン」の発見者の英国の細菌学者 Fleming氏は、「人命を救うための発明は多くの人々に使われるべきであり、医学分野での発明の特許化は道徳に反するから自分は特許を取得しなかったのだ」というスピーチを行った。特許出願するための状況(化合物としての単離ができなかった)や臨床データが不十分であったことも理由ではあるようだが、権利化に尽力しなかったことは確かで、このことによって英国はペニシリンの実用化に大きな遅れを取る事となる。

すなわち、同じく英国の細菌学者フローリー

が、英国の製薬会社に研究開発を持ちかけても、基本特許の存在しない技術では、資金回収もままならないということで断られ、英国での開発の道は閉ざされたのである。フローリーは米国に渡り、正に知財「先進国」で研究開発が行われ、製法に関する特許が世界中で確保されたのである。そして、英国は多額のライセンス料を米国企業に対して払い続けることになる。

ここで最も大事なことは、英国が知財政策に失敗したということではなく、特許権の取得を善行にもとる行為として消極的になった結果、「ペニシリン」の実施化が遅延したこと、そしてそれによって破傷風などの細菌感染によって多くの人命が失われたことである。特許取得の努力をしていれば人命が救われたということである。

因みに、英国はこの反省を下に、1948年に発明開発法の制定、1949年に研究開発公社（NRDC）の設立を行い自国の発明を特許にする仕組みを構築したことも同テキストで紹介されている。

新薬の開発競争と結果としての独占権の取得によって、可及的速やかに国民へ恩恵が及ぶという特許制度活用サイクルは、特に人の健康に直結する医薬の世界では分かり易く表れる。しかし、この特許制度の本質的機能は、全ての技術分野に於いて共通することである。全ての発明の価値には究極的には国民への恩恵が関係する。国民に於いて何のメリットもない発明は、企業における知財の戦略的な武器や防御手段としての価値は低いはずである。

独占禁止法よりも遥かに古い歴史を有する知的財産法は、独占権こそが命であり、独占的地位を付与することで「公益」に資する法である。私的独占を禁ずることによって公益を守る独禁法には、知的財産権の権利行使に関して除外規定が置かれており（独禁法第21条）、この意味において知的財産法は上位にある。この「上位」の話は反発感を持たれる方も多いと思うが、真理だと思う。1952年の米国の非自明性の規定（103条）の導入に尽力されたりッチ判事（Judge Rich）は、その講演において、独禁法と特許制度の関係についてこう述べている。

「この国では独占を禁止する法律よりも100年も前に法定の特許制度を有していたことも記憶に値します。それ故、独禁法は特許制度が有効に機能しながら維持されるように解釈されなければなりません」（平成19年日本弁理士会、特許委員会研究報告書「進歩性の判断は如何にあるべきか」の付録3、小川勝男弁理士訳より）。

3. 知財活用による復興支援

自然環境的なハンディキャップを負っている国は、それぞれ技術力によってそれを克服している。例えば、恒常的な水不足国は淡水化技術によって、海拔の低い国は治水技術によって。我が国も地震、津波に対してこれを克服するのは最終的には技術力に期待するしかない。そしてこの技術の発展に知財制度が貢献するはずである。地域の復興のための地震、津波対策のための街作りや家屋などの土木、建築技術、この様な技術における知財の確保競争を善行に反すると疎ましがってはいけない。

すばらしい街作りの提案と権利化が行われ、その者が独占権を得て、実施され利益を上げた時、そこには必ず知財の受益者たる国民への恩恵が生じている。すなわち、津波で人命が奪われない建物や街の完成によって人々が再び故郷に帰れる状況が生じている。

公益に資する発明についての出願人、権利者が経済的利益を上げることがを否定する発想をするのは間違いである。激甚災害の復興支援のような状況で、独占権を振りかざすとは何かと言ってしまふ世間的発想こそが、知財制度の先進性の低さの表れであり、ペニシリン特許の教訓を生かしていないものである。

4. 最後に

特許制度は、数百年という長い歴史の中で、独占権付与制度や報奨付与制度の変化を乗り越え、今日では独占権付与制度としてほぼ世界中で採用されている。そして、独占権は、当然ながら一者にのみ与えられるものであり、他の者にとっては活動の制限を受ける邪魔者という側面も有してい

る。また、独占権を確保しようとする制度ユーザーの直接的目的は、国民への恩恵に有るのではなく、自己の利益の獲得に有るのが普通であり、或いは、単に、自然な人間の開発欲に有るのかもしれない。しかし、それはこの知財制度が元々予定し、許容する所である。むしろ、人間の欲を利用した制度であると言っても過言ではない。その結果が、最終的に、国民に知財による恩恵を与えることにつながれば良いのであり、この点では、他に代えがたい制度なのである。

我々弁理士も、明細書を作成したり、意匠や商標の類否判断をするときに、「国民」のことを頭に

思い描くことはまずない。しかし、制度の直接のユーザーである企業の代理を行う弁理士は、国民に知財による恩恵を及ぼすための知財制度の活用サイクルの一つの歯車となっているのであり、我々の日々の仕事そのものが社会貢献に繋がるものであることを認識すべきである。そして、そのような仕事を選んだことに誇りを持つべきと思う。特許のことを主として述べたが、実用新案も意匠も商標もその道程は異なっても最終的な受益者が国民であることに変わりはない。

以上